

第43号議案

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例設定に  
ついて

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

職員団体の登録に関する条例（昭和26年八王子市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第2条 職員団体が公平委員会に登録を申請する場合には、<u>その</u>代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した正副2通の<u>申請書にそれぞれ規約を添付して</u>、提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>全て</u>の事務所の所在地</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並</u></p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第2条 職員団体が公平委員会に登録を申請する場合には<u>その</u>代表者を通じて、次に掲げる事項<u>または書類</u>を記載<u>または添付</u>した正副2通の<u>申請書を</u>提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>すべて</u>の事務所の<u>名称及び</u>所在地</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) 規約の作成、または変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類</u></p> <p><u>(6) 法第53条第4項の規定に従って組織されていることを証明する書類</u></p>

**びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類**

**(2) 当該職員団体が法第53条第4項の規定に従って組織されていることを証明する書類**

(登録の通知)

第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に登録をした旨又はしない旨を、申請をした職員団体に通知しなければならない。

(規約等の変更又は解散の届出)

第4条 職員団体が規約を変更したとき、理事その他の役員を選任し、若しくは改任したとき、その他登録の申請書に記載した事項に変更を生じたとき又はその意に基づいて解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更又は解散が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付した正副2通の届出書を提出しなければならない。

3 前条の規定は、規約又は第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

(登録の通知)

第3条 公平委員会は、登録を受けた日から30日以内に登録をした旨またはしない旨をその職員団体に通知しなければならない。

(規約等の変更または解散の届出)

第4条 職員団体が規約を変更したとき、理事その他の役員を選任し、若しくは改任したとき、その他登録の申請書に記載した事項に変更を生じたときまたはその意に基づいて解散したときはその事由を生じた日から10日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届出をする場合にはその代表者を通じて規約若しくは第2条に規定する申請書の記載事項の変更または解散が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付した、正副2通の届出書を提出しなければならない。

3 前条の規定は規約または第2条に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。